

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率が引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされました。
京丹後市の令和2年度一般会計決算における、地方消費税増収分の用途は下記のとおりです。

○令和2年度決算額

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	607百万円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	7,434百万円

○地方消費税増収分の用途

（単位：百万円）

区分	事業等名称	事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・府	市債	その他	一般財源	うち消費税増収分
社会福祉	障害福祉サービス事業	1,673	1,250			423	-
	地域生活支援事業	144	48		2	94	-
	老人保護措置事業	142			29	113	-
	生活保護給付費	772	617		8	147	-
	児童手当給付費	679	574			105	-
	児童扶養手当給付費	185	62			123	-
	保育業務委託事業 （私立、公設民営）	507	208		43	256	-
	保育所管理運営・施設管理 事業（公立）	170	4	6	17	143	-
	認定こども園事業（公立）	582	103	16	71	392	-
	（小計）	4,854	2,866	22	170	1,796	272
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	392	238			154	-
	介護保険事業特別会計繰出金	777	67			710	-
	（小計）	1,169	305	0	0	864	131
保健衛生	病院事業会計繰出金	1,271	56			1,215	-
	予防接種事業	140	2		6	132	-
	（小計）	1,411	58	0	6	1,347	204
合計		7,434	3,229	22	176	4,007	607